

滋賀県ため池中長期整備計画 概要

環境・農水常任委員会資料6-②
令和元年(2019年)6月27日
農政水産部 農村振興課

計画策定の背景

- 近年、集中豪雨や地震など災害リスクが高まる中、ため池が決壊し人命が失われる事案が発生
- 県内1,551箇所のため池については、これまで大きな被害を受けることがなかったが、平成29年度の台風21号豪雨で決壊し、下流域の農地や農業施設、家屋などが被災
- ため池には下流域に人家や病院等の重要な公共施設があるものもあり、災害が起きると県民の生活に大きな影響を及ぼすことになるため、ため池の防災・減災対策は喫緊の課題
- 国では「防災、減災、国土強靱化のための緊急対策を3年集中(平成30年度～32年度)で実施する。」ことが閣議決定され、ため池の補強などが国土強靱化の主要施策となっている

本県の特徴

- 本県には、平成30年現在1,551箇所のため池があるが全国で29位、近畿地方(2府4県)では一番少ない。
- 県内では、甲賀地域、大津地域、東近江地域の順に多く分布しており、概ね3割が甲賀地域に集中している。
- 貯水量1万m³未満のため池が全体の7割、うち1千m³未満のため池は3割を占めており小規模なため池が多い。
- 管理者は、個人が3割、自治会や農事組合等の団体が約6割となっており、管理面で人口減少や高齢者の増加などの社会状況の変化に大きく影響することが懸念される。

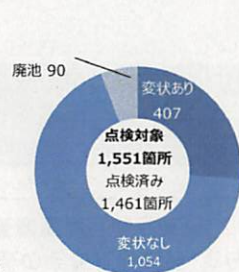
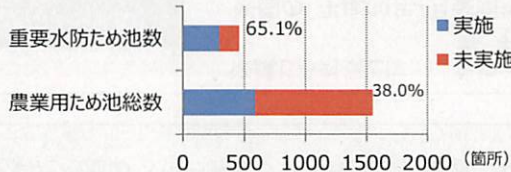
箇所数順		
1	兵庫	43,245
4	大阪	11,077
9	奈良	5,707
10	和歌山	5,236
28	京都	1,579
29	滋賀	1,554

平成26年農林水産省調査より



ため池の現状

- 本県のため池は造成後100年以上が経過するものが多い中、ため池整備率(H29年度末)は、重要水防ため池で65.1%(299/459)、農業用ため池全体で38.0%(589/1,551)にとどまっている。
- また、ため池一斉点検(H25～27)の結果、①地震による判定で詳細調査の優先度が高いため池が205箇所 ②豪雨による判定で詳細調査の優先度が高いため池が38箇所と判定されているが、H28年度以降のため池整備は4箇所にとどまっている。
- 加えて、平成30年の“ため池緊急点検”で変状のあるため池が407箇所(全体の約3割)で見られるなど老朽化の進行等が再確認されたことから、早期の補強・補修対策が求められている。
- 重要水防ため池のハザードマップ作成済みは136箇所(29.6%)で作成され、各市町のホームページへの掲載や各戸配布などにより、全て公表されているが、整備は遅れている状況にある。
- 日常管理が十分行われていない、または利用されていないため池が多数あり、災害を誘引することが懸念される。



ため池別内訳

項目	箇所数
変状あり	407
応急措置済み	13
今後応急措置が必要	6
軽微・経過観察	388

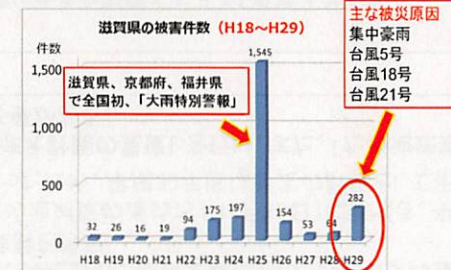
ため池毎の施設別内訳

項目	箇所数
変状あり	407
a. 堤体損傷 (湧水含む)	251
b. 洪水吐損傷	193
c. 取水施設	89
d. ため池内・堤体周辺の斜面と法面	154

※ため池により変状箇所が重複することから合計は407箇所にならない

高まる災害リスク

- 全国初の大雨特別警報が発令され鴨川が決壊した平成25年の台風18号以降、集中豪雨の発生頻度が高まっている。平成29年の台風21号豪雨で堤体が決壊し、下流の農地や農業施設、家屋などが被災。
- 本県は、地震発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯や鈴鹿西縁断層帯などを有している。



課題

- ◆早期の改修・補強対策等の実施
⇒都市化や高齢化、施設の老朽化が進行するなか、人の命や財産に大きな影響を及ぼすため池については計画的、効率的に補修・補強対策を講じる必要
- ◆地域防災力を高めるハザードマップの整備
⇒万一災害が発生したとき迅速・的確な避難を行うとともに、災害による被害を低減するハザードマップを積極的に作成・公表する必要
- ◆日常管理(点検(状況把握)・対策)の徹底
⇒高齢化や人口減少等により集落機能が脆弱化しており、不十分な日常管理による災害の発生が懸念
- ◆廃池の措置
⇒利用がないのに貯水機能を持つため池は、決壊等による災害リスクが高いため早期の対応が必要

計画策定の目的

- ため池の多くは造成後長い年月が経過しており施設の老朽化が進行、さらに地震発生確率の高い琵琶湖西岸断層帯等を有しており、災害リスクが高まっている。
- 市町、県土連、土地改良区、県等の連携のもと中長期整備計画を策定し、適正な保全更新対策、監視・管理体制の強化など防災・減災対策を計画的かつ総合的に推進

計画の目指すもの

- 1 基本理念 農村地域の暮らしの安全・安心の確保
～ ソフト対策とハード対策を組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災・減災対策の推進 ～
- 2 基本方針
 - (1) ため池管理者、所有者、市町、県土連、土地改良区、県等と連携
 - (2) ため池の適正な保全更新、監視・管理体制の強化などソフト対策とハード対策を組み合わせ、計画的・総合的に推進
 - (3) ため池整備の重要度（安全度）の考え方を明らかにしながらハード対策を効率的に実施
 - (4) 地域の危機管理体制を強化するため、早期に重要水防ため池のハザードマップを作成し、情報の共有・活用を図る

計画期間

計画期間：令和元年度から令和10年度
〔前期(R 1～R 3)〕中間評価、見直し
〔中期(R 4～R 6)〕中間評価、見直し
〔後期(R 7～R10)〕次期計画に向けた検討

策定主体

滋賀県農業水利施設アセットマネジメント
推進協議会

今後10カ年で対策を講じるため池

前期(R1～R3)	中期(R4～R6)	後期(R7～R10)
127 箇所	19 箇所	11 箇所

※対策の箇所数は、現時点での市町の要望を積み上げたものである。

※講じる対策とは：ため池整備(事業計画策定、実施設計、整備工事)、ハザードマップの整備、廃池対策、それらに向けた調査・検討を想定

※国の「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(11月13日)に基づき、平成31年度までに重要水防ため池の再選定を行うこととなったため、平成30年度は暫定の計画として策定

※平成31年度においてはため池の選定結果を踏まえ計画の見直しを行い、また、「ため池法案」が成立した場合、法律に基づき所要の見直しを行う必要がある。

主な防災・減災対策

ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策を推進

【防災対策】

◆改修・補強対策

- ①耐震対策 ⇒ 堤体の改修・補強、液状化対策などを実施
- ②豪雨対策 ⇒ 堤体、洪水吐、取水施設などを改修

◆ため池の廃止 ⇒ 堤体の一部掘削等によりため池を廃止

【減災対策】

◆ハザードマップの整備 ⇒ 下流域に与える影響が大きい重要水防ため池を優先して作成して公表

◆洪水調整機能賦与および事前放流 ⇒ 洪水や豪雨に備えて、事前放流や低水管理を行う取組み

◆情報連絡体制の整備 ⇒ 県、市町、ため池管理者、所有者、警察、消防などその他の関係機関の連絡網を整備

【保全・管理対策】

◆保全管理体制整備 ⇒ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策等を活用した地域による継続的な保全管理体制を強化

◆監視体制の整備 ⇒ ため池の状況を速やかに把握し、適切な判断が出来るよう計画的に水位計等の管理施設を整備

対象とするため池

決壊した場合に人命や家屋、公共施設等に大きな影響を与える「重要水防ため池」

※「重要水防ため池」：国の「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」(11月13日)に基づき再選定要

ため池整備の重要度(安全度)の考え方

- ◆ため池に災害をもたらす自然現象は、主に降雨、地震であり、他の農業水利施設と大きく違うことは、ため池自身以外の被害が大きいこと。
- ◆老朽化の進行、集中豪雨の頻発、地震発生の高確率を有する本県の状況を踏まえたため池による被害防止に向けた効率的な整備を行うためには、下流域への影響度、地震や豪雨に対する危険度、施設の変状、地域の実情を考慮した形で改修・補強対策を講じる必要がある。

STEP1:地震・豪雨による判定で優先度が高いため池

STEP2:施設が決壊した場合に下流の住宅等に影響を与えるおそれが高いため池

STEP3:貯水量が大きいため池

STEP4:変状が確認され経過観察しているため池〔ため池緊急点検結果活用〕

※「応急措置」を講じたため池は早期に補強対策等を実施



地域の実情等を踏まえ、対策を講じるため池を選定